

趣意書

私ども、一般社団法人全日本ふぐ協会は、全国に「ふぐ食」が普及することを願い、食の安心・安全な調理を提供するためにも「ふぐに関する資格取得制度」の早期な制度改正を願い、次世代を見据えて国に要望する！活動をしておりません。

今般、国内はもとより世界的にも「ふぐ食」が注目されてきていますが、現在国内では、都道府県毎に「ふぐ調理師免許」や「身欠きふぐ」に関する取り扱いが異なり、地域によっては講習のみで「ふぐ調理師免許」を取得することができます。そのため「ふぐに関する資格」を個々が取得していたとしても、一定の能力が担保されているとは言えず、消費者への安心安全な食の提供が出来ているとは言えない状況です。

来るオリンピック開催、大阪での万国博覧会開催を控え、諸外国に日本の食の安心・安全を周知できる機会ととらえ、「魚・ふぐ」の処理・除毒・調理において、日本が世界の標準となるように、**全国どこでも資格が使用できるようになる**ようにと「ふぐに関する資格取得制度」の全国統一化を早急に実現したいと考え、その為に、「調理師法」が施行された手法にならって「**議員連盟設立**」による「**立法化**」を**国会議員に要望**しております。「ふぐ調理師法

(案)」を掲げ、「国際ライセンス化発行」を視野に入れて、現在、趣旨にご賛同を頂いた方々、会員の方々と共に、活動を進めています。

当協会のホームページ URL <http://www.zenfuren.jp/>

※ 活動経過

- 1：JR 大阪駅で、3回の街頭署名活動を行いました。
- 2：平成 29 年 2 月 1 日 全国 47 都道府県を直接訪問して「ふぐに関する資格取得制度の違い一覧表」を作成・ネット公開。
- 3：平成 29 年 3 月 28 日 署名数 32,335 と要望書を厚生労働省に提出。
- 4：平成 30 年 4 月 「ふぐに関する資格取得・一覧表」を更新しました。
- 5：平成 30 年 6 月 「連盟」から「協会」に名称変更
事務局を「東京都」→「京都府」に移転登記
- 6：平成 30 年 6 月 「紙芝居」を作成して厚生労働省及び、全国 47 都道府県庁、国会議員など各所で配布、ネット公開中。
「ふぐ調理師法 (案)」

平成 31 年 4 月 1 日

一般社団法人全日本ふぐ協会